

弥富市産業会館料金表(令和8年5月1日施行)

商工会 65-3100

申 込 先 : 市役所産業振興課 (本庁舎 2階)

電 話 : 0567-65-1111(内線244・245)

受付時間 : 午前8時30分から午後5時15分

※土日祝日、12月29日から翌年の1月3日は閉庁日のため受付不可

暖房期間 11月1日～3月31日まで

冷房期間 6月1日～9月30日まで

休館日(利用できない日 : 12月28日～翌年の1月4日)

単位 : 円

大会議室 使用料												
時間帯	午前9時～正午			正午～午後5時			午後5時～午後9時30分			午前9時～午後9時30分(全日)		
料金区分	全額	減額(5割)	減額(9割)	全額	減額(5割)	減額(9割)	全額	減額(5割)	減額(9割)	全額	減額(5割)	減額(9割)
冷暖房なし	1,480	740	140	1,980	990	190	2,670	1,330	260	6,130	3,060	610
冷暖房加算額	200			340			310			850		

【申込み・使用料および利用に関する注意事項】

- 申込みは先着順です。電話での受け付けは行っておりません。利用日の3日前(利用日の3日前が土日祝日の場合はその前日)までに申請してください。
- 利用の申込みができる日にちは、申込みを行う月の翌月末までとなります。例として、5月末日までの利用申込みは、4月1日より先着順で受付を開始します。ただし、1日が土日祝日の場合はその翌日より受付を開始します。
- 申込み後に冷暖房を使用する場合は、利用日の3日前(利用日の3日前が土日祝日の場合はその前日)までに再度申込みをして使用料を納めてください。
- 土日祝日および午後5時15分以降の利用は、事前に弥富市商工会で鍵を借りてください。冷暖房使用時も同様にエアコン用の鍵を借りてください。
- 使用料の免除や減額については事前に窓口へお尋ねください。
- 市外の方が利用する場合の使用料額は、通常の2倍の額になります。
- 営利を目的として利用する場合の使用料額は、通常の4倍の額になります。
- 市外の方が営利を目的として利用する場合の使用料額は、通常の8倍の額になります。
- 使用料の減額に該当する団体は、料金表の減額欄に記載の使用料となります。
- 利用者の都合による利用取消しの場合、使用料の還付はいたしません。
- 施設、備品などは利用前の状態に戻してください。
- 利用中に起きた事故およびこれに伴う損害については、利用者責任において負担してください。
- 火災予防に努めてください。

会議室の広さ
約10m×約15～16m

・長机(会議用約20台)
・パイプ椅子(約100脚)

机ありだと約30～40席
(1長机には2席程度)
机なしだと椅子のみで約
100席設置できる。

【貸出用】
・ワイヤレスマイク2本
・映写用スクリーンあり